

視覚障害者の情報取得の充実に向けた PR 動画作成業務仕様書

1 事業名

視覚障害者の情報取得の充実に向けた動画作成業務

2 業務目的

点字図書館の認知向上及びそこに所蔵されている点字図書・オーディオブック等の利用促進を目的に、視覚障害者及びその家族、関係者（以下、「視覚障害者等」という。）に向けた PR 動画を作成することで、点字図書やオーディオブック等が、視覚障害者にとって、人生の豊かさを広げるとともに、効果的な情報取得の手段であることの認識を浸透させる。また、動画を通じて音訳や点訳がボランティアによる活動であることを広く周知することで、音訳奉仕員や点訳奉仕員などの人材確保に結び付ける。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日まで

4 事業費

900,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

点字図書やオーディオブックなど、視覚障害者向けの図書についての魅力を発信し、視覚障害者が点字図書館を利用する動機づけとなる動画及び広告物を作成すること。

なお、委託決定後、撮影・編集方法等のすり合わせ時までに想定されるシナリオを作成し提出すること。

(1) 作成物

ア 動画①及び動画②（3 分程度のもの）

イ 動画③（30 秒程度のもの）

ウ 広報物（A4 サイズ片面）

(2) 想定する対象者

視覚障害者等及び行政関係者（学校、図書館を含む）

(3) 活用方法

点字図書館を始めとした関係施設での館内放映。また、研修会や講座等での説明や紹介を想定。

(4) 成果物の概要

作成物	テーマ	内容
動画①	点字図書館の紹介	点字図書館がどのような施設で何ができるところなのか、また、音訳奉仕員や点訳奉仕員の活動の様子などがわかりやすく伝わる内容
動画②	オーディオブック等の利用促進	録音図書や音声図書など、オーディオブックが視覚障害者にとって効果的な情報取得の手段であることや、資格取得等につながった利用者の体験談を含む内容

動画③	動画①・②の周知	上記①・②のプロモーションとなる内容
広報物	周知用チラシ	作成した動画の周知広報に利用することのできる内容

(5) 作成にあたっての留意事項

ア 動画

(ア) 字幕や音声（一般のナレーションではなく、映像の状況等を詳しく解説した音声）を付けるなど、障害者等の視聴にも配慮したものとする。

(イ) YouTube にアップロードできる規格とすること。

(ウ) 兵庫県点字図書館が保有している Maruzen eBook Library の音声等の素材を使用する場合には、丸善雄松堂株式会社及び出版社（著作権者を含む）へ確認を行うこと。なお、その内容や使用方法によっては有償となる場合がある。

(エ) (4) 動画②の利用者の体験談など、動画内で一般の方の出演が伴う場合、必要となる謝金や交通費は委託料に含む。

イ チラシ

(ア) 動画視聴への動線を意識したわかりやすいデザインとすること。

(イ) 音声コード「Uni-Voice(ユニボイス)」をチラシ内に掲載すること。

※ユニボイスとは、印刷物上の文字情報を二次元コードに変換し、スマートフォンアプリで読み取ることで音声として聴くことができる技術。

(6) 納品

動画及びチラシデータは、委託担当者あてに電子データにて令和9年3月15日までに納品すること。なお、チラシについては委託者が編集可能なものとする。

(7) 実績報告

契約期間終了日までに、総事業費を整理し、事業全体の実績報告書を提出すること。

6 その他の留意事項

(1) 契約の締結

ア 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施体制

ア 受託者は、本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進捗管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることのできる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。

ウ 受託者は、本業務の全部又は主要部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者の承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為につ

いて、受託者は委託屋に対しすべての責任を負うものとする。

(3) 秘密保持等

ア 本業務又は付随する業務において、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

イ 個人情報の漏えいに伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

ウ 秘密保持は業務終了後も有効に存続する。

(4) 著作権等

ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権等の処理を済ませたうえで納品すること。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) その他

ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。

イ 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができる。

ウ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託事業者が必要に応じて協議するものとする。

エ 災害等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。